

第1 目的

県内に高度IT人材を育成・確保し、県内企業のDX支援側の多様化を促進するため、起業や副業等を志向する者に向けたセミナーやイベントを実施することで、新たなネットワークを構築し、起業や副業等にチャレンジしやすい環境を整備することを目的とする。

第2 業務委託の内容

(1) セミナーやイベントの実施

ア 実施内容

起業や副業等に必要な基礎知識やマインドセット等を学ぶことができ、受講生同士が十分に交流を図ることができる内容にすること。

イ 回数

セミナーやイベントを3回以上、行うこととし、そのテーマや内容は各々、異なったものとする。

ウ 対象者

以下の①および②をすべて満たす者。

- ① 現に県内に在住又は就業、若しくは県内での起業や県内への移住を予定している者
- ② SAGA Smart Samurai、SAGA Smart Ninjaの修了生など、DX・ITについて、一定の知識やスキルを有する者。

エ 受講者数

各回の定員は40人（内訳：オフライン参加20人、オンライン参加20人）以上とする。

オ 受講形態

セミナーやイベントは、県内に所在するいずれかの会場での開催とともに、オンライン会議システムなどを用いた、いわゆるハイブリット形式で行うこと。

加えて、定員超過などの理由で講座に参加できない者のうち、希望する者に対しては、動画配信サイトなどを用いてライブ配信を行うとともに、その内容をアーカイブする等して後日、閲覧できる環境を提供すること。

(2) 受講者の募集および選定

受講者は、各回ごとに募集を行うものとし、原則として先着順で定員に達した場合には募集を締め切るものとする。

ただし、運営を円滑にするために受講者選定の基準を設けることが必要であれば、基準を設けることを可能とする。基準を設ける場合は、提案書に具体的に記載し、受講者募集の際にその旨の周知を行うこと。

なお、迷惑行為等によりセミナーやイベントの開催に支障があると認められる受講希望者に

については、県との協議の上、受講を拒むことができる。

(3) オンラインコミュニケーションツールの活用

受講者を対象に、オンラインコミュニケーションツールを用いたコミュニティを設けること。

このコミュニティにおいては、県からの情報提供、コミュニティ参加者同士のつながり作りや情報交換ができるものとなるよう工夫すること。なお、このコミュニティは、県の協力を得ながら設置・運営することとし、事業終了後の運用については県に引き継ぐこと。

第3 事業の実施に係る留意事項

(1) セミナーやイベントの実施について

参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナーやイベントの運営に必要な業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の運営及び撤去、当日の開催記録等については、すべて受託者の責任において行うこと。

(2) 各種広報について

ア ホームページの作成

セミナーやイベントの内容、受講者募集内容、受講応募フォーム等をホームページに盛り込むこと。

イ SNS の活用

広報の手段として SNS を活用し、講座開始後も本事業の取組を定期的に発信すること。

(3) 受託者は、本事業に従事する講師等に対し、守秘義務や個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守させるとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。

第4 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

第6 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。

(2) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の下承を得て行うこととし、受託者は、事業の実施状況について適宜県に報告すること。

- (3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）等の知的財産権は、県及び受託者の共有（持分均等）とし、いずれの当事者もその行使について相手方への合意を得たものとして支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。また、受託者は、発注者のかかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
なお、業務の統括及び講座の企画・運営に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (8) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (9) 本事業の実施にあたり、講座受講者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (10) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき県が判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。